

『統計調査員』を募集しています！

○「統計調査員」とは、国が実施する各種統計調査において、調査対象の世帯や事業所を訪問し、調査票の配布・回収などを行っていただく方です。

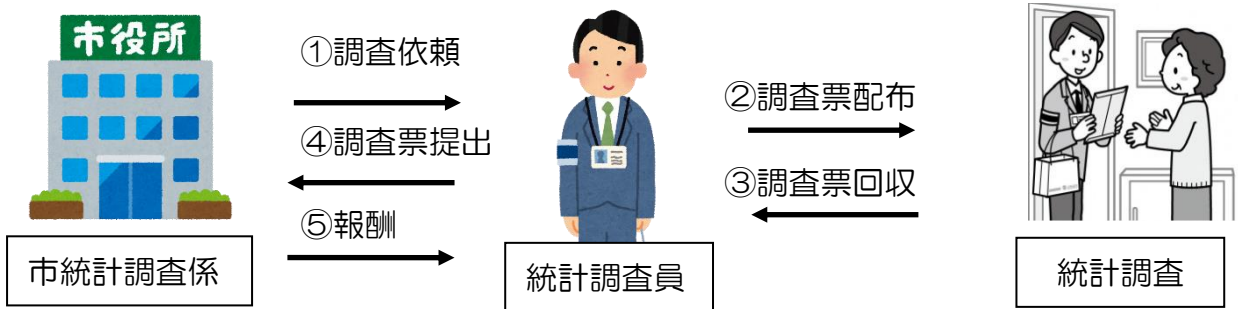
○65歳以上の方も活躍中です。

○空いている時間を有効活用して、あなたの力を調査に役立ててみませんか！



■統計調査員の仕事

各種統計調査の際、調査票の配布・回収などを行い、調査対象(世帯や事業所)と直接やりとりする重要な仕事です。統計調査には、国勢調査のほか、労働力調査など様々な調査があります。



■報酬・身分

報酬：調査に応じた報酬が支払われます。（1調査区で2～5万円程度）

身分：調査期間中（約2カ月間）は、国や県などの非常勤公務員として任命されます。

※調査期間や報酬額は、調査によって異なります。

■応募方法

裏面に必要事項を記入し郵送・FAXまたは直接市役所政策推進課統計調査係へお届けください。電子メールの場合は、必要事項（住所・氏名・年齢・職業・連絡先・調査に対する希望）を記入し下記の応募先まで応募してください。

詳しくは、[村山市政策推進課統計調査係までお問い合わせ下さい！](#)

■応募先

村山市役所 政策推進課 統計調査係

住所：〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号

電話：0237-55-2111（内線273） FAX0237-55-6443

メール：seisaku@city.murayama.lg.jp

FAX番号0237-55-6443

村山市政策推進課長 様

村山市統計調査員登録申込書

ふりがな		生年月日	性別
お名前		昭和 平成 年 月 日生	男・女
現住所		電話番号	
〒 -		固定	- -
		携帯	- -
ご職業			
調査に対する希望（例 調査は自宅近くが良い 等）			

登録調査員Q&A

Q 統計調査員には、誰でもなれる（登録できる）のでしょうか？

A 原則として下記の要件を満たす方であれば、どなたでも登録することが可能です。

- ・村山市内に住所を有する満20歳以上の方
- ・警察官、税務職員、興信所等の業務に従事していない方及び選挙に直接関係していない方
- ・調査の秘密保持に関して責任を持てる方
- ・調査活動に熱意を持ち、健康で体力に自信があり、調査終了まで責任を持てる方

Q 期間はどれくらいで、毎日忙しいのですか？

A 統計調査員に登録しても、すぐ翌日から統計調査の仕事が始まる訳ではありません。

各種調査協力の可否について事前に確認させていただきます。なお、大きな規模で実施する統計調査は年に1回程度です。

統計調査員としての任命期間は、1～2ヶ月間の調査がほとんどで、任命期間中も、常に毎日朝から晩まで調査活動に従事しなければならないのではなく、調査日程に基づき、期間内に責任をもって調査用務を行っていただくことになります。

もちろん、調査票の配布や回収には労力を要しますので、期間中、集中的に時間を割いて取り組まなければならない用務も発生します。